

地図情報システムによる事務取扱いのお知らせ

福岡法務局管内の全庁（全登記所）において、地図情報システムにより事務取扱いを行っています。

ただし、直方支局管轄のうち、鞍手郡鞍手町の地図及び地図に準ずる図面については、同システムでの取扱いを行っていませんので、ご留意願います。

1 取扱い事務の内容

(1) 地図の証明書の交付について

地図又は地図に準ずる図面（以下「地図」という。）の内容を証明した書面（地図証明書）は、A3判地紋入り専用紙で作成し、登記官印は電子公印（印影は黒色）となります。

(2) 地図の閲覧について

地図の閲覧は、A3判普通紙に出力した地図の写し（認証文なし。）を閲覧用として交付します。

(3) 各種図面の証明書の交付について

地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（各種図面）の証明書は、A3判地紋入り専用紙で作成し、登記官印は電子公印（印影は黒色）となります。

(4) 各種図面の閲覧について

地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図について、電磁的記録に記録された各種図面は、請求人が利害関係を有する部分に限って、申請書の添付情報として、閲覧することができますが、コピーすることはできませんので、ご留意願います。

なお、地図情報システムへ記録（電磁的記録）していない各種図面は、従前どおり原本の閲覧となります。

2 インターネットによる請求等

(1) オンラインによる地図の証明書の送付請求について

平成19年4月1日から、前記1の地図情報システムによる事務取扱庁の地図について、オンラインにより証明書の送付請求ができるようになりました。請求された証明書は郵便で送付されます。なお、手数料は1筆の土地450円（郵送料を含む。）ですが、手数料の納付はインターネットバンキング等を行うこととなります。詳しくは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※直方支局管轄の鞍手郡鞍手町の地図及び地図に準ずる図面については、ご利用できませんので、ご留意願います。

(2) インターネット登記情報提供サービスについて

平成19年4月1日から、前記1の地図情報システムによる事務取扱庁の地図について、インターネット登記情報提供サービスを利用できるようになりました。なお、手数料は1筆の土地365円（指定法人手数料を含む。）です。詳しくは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※直方支局管轄の鞍手郡鞍手町の地図及び地図に準ずる図面については、ご利用できませんので、ご留意願います。